

上田市地域防災計画 震災対策編

新旧対照表

平成31年3月26日

頁	新	旧	修正理由・備考																																																								
7	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野支局)</td> <td>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>電気の供給の確保に必要な指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安 監督部</td> <td>電気の保安に関すること</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に関すること</td> </tr> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td>(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること	関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること	関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること	関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること	中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること	関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること	中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること	関東東北産業保安 監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること	中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること	東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に関すること	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野支局)</td> <td>(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>電気の供給の確保に必要な指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安 監督部</td> <td>電気の保安に関すること</td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (新設)</td> </tr> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td>(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること	関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること	関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること	関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること	中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること	関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること	中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること	関東東北産業保安 監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること	中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること	東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (新設)	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること	<p>南海トラフ地震に関連する情報運用が開始されたため</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																										
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること																																																										
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること																																																										
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること																																																										
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること																																																										
中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること																																																										
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること																																																										
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること																																																										
関東東北産業保安 監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること																																																										
中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること																																																										
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること																																																										
東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																																																										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に関すること																																																										
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること																																																										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																										
関東管区警察局	(1) 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること																																																										
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること																																																										
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること																																																										
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の 防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること カ 災害時における主要食糧の供給に関すること (1) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること																																																										
中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること																																																										
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること																																																										
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること																																																										
関東東北産業保安 監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること																																																										
中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること																																																										
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること																																																										
東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																																																										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (新設)																																																										
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること																																																										

頁	新	旧	修正理由・備考												
7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 296 344 336">長野労働局</td> <td data-bbox="344 296 949 336">(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 336 344 571">関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td data-bbox="344 336 949 571">(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 571 344 611">中部地方環境事務所</td> <td data-bbox="344 571 949 611">(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 611 344 655">関東地方測量部</td> <td data-bbox="344 611 949 655">(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</td> </tr> </table>	長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること	関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施	中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1055 296 1225 336">長野労働局</td> <td data-bbox="1225 296 1830 336">(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 336 1225 571">関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td data-bbox="1225 336 1830 571">(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</td> </tr> </table> <p data-bbox="1055 579 1126 603">(新設)</p> <p data-bbox="1055 627 1126 651">(新設)</p>	長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること	関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施	<p data-bbox="1933 579 2170 627">長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p data-bbox="1933 651 2170 818">(国の防災基本計画において、以下の記載があり、地域単位における対応の要となるのが地方環境事務所(指定地方行政機関)であるため、新たに記載を追加する。</p> <p data-bbox="1933 842 2170 1066">・「国(環境省)、地方公共団体又は事業者は、有害物質の遅漏及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。」等の有害物質に関する記載。</p> <p data-bbox="1933 1090 2170 1257">・「国(環境省)、地方公共団体は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。」等の災害廃棄物に関する記載。</p>
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること														
関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施														
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること														
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること														
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること														
関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施														

頁	新	旧	修正理由・備考
19	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり (都市建設部、消防本部、上下水道局)</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (略) (2) 建築物等の安全化 ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。 特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。 ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。 エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。 オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。 イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。 ウ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。 (4) 地質、地盤の安全確保 ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。 イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。 (5) 危険物施設等の安全確保 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。 (6) 災害応急対策等への備え ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。 イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。 ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 <u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u> エ 民間企業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり (都市建設部、消防本部、上下水道局)</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (略) (2) 建築物等の安全化 ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。 特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。 イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。 ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。 エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。 オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。 (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。 イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。 ウ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。 (4) 地質、地盤の安全確保 ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。 イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。 (5) 危険物施設等の安全確保 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。 (6) 災害応急対策等への備え ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。 イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。 ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 <u>(追記)</u> エ 民間企業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
32	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画 (総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部)</p> <p>第3 計画の内容 (略)</p> <p>2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、災害発生時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (略)</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>34 また、市は、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策 (略)</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)車両(移動入浴車、小型リフト付車等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画 (総務部、生活環境部、健康福祉部、商工観光部)</p> <p>第3 計画の内容 (略)</p> <p>2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、災害発生時において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (略)</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、一般の避難場所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策 (略)</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)車両(移動入浴車、小型リフト付車等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、一般の避難場所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
39	<p align="center">第10節 避難収容活動計画 (総務部、市民参加協働部、健康こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (略) (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア 避難勧告・避難指示(緊急)を行う基準及び伝達方法 (避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始については、第3章第12節を参照) イ 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ウ 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法 エ 指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)給食措置 (イ)給水措置 (ウ)毛布、寝具等の支給 (エ)衣料、日用品の支給 (オ)負傷者に対する救急救護 オ 指定避難所の管理に関する事項 (ア)避難収容中の秩序保持 (イ)避難住民に対する災害情報の伝達 (ウ)避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ)避難住民に対する各種相談業務 (略) (5) 住民が実施する計画 ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。 (ア)家の中のどこが安全か (イ)救急医薬品や火気などの点検 (ウ)幼児や高齢者の避難の確認 (エ)避難場所、避難経路の確認 (オ)避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか (カ)家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 (キ)昼と夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。</p>	<p align="center">第10節 避難収容活動計画 (総務部、市民参加協働部、こども未来部、都市建設部、教育委員会)</p> <p>第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客(以下「帰宅困難者等」という。)に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (略) (2) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア 避難勧告・避難指示(緊急)を行う基準及び伝達方法 (避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始については、第3章第12節を参照) イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ウ 避難場所への経路及び誘導方法 エ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)給食措置 (イ)給水措置 (ウ)毛布、寝具等の支給 (エ)衣料、日用品の支給 (オ)負傷者に対する救急救護 オ 避難場所の管理に関する事項 (ア)避難収容中の秩序保持 (イ)避難住民に対する災害情報の伝達 (ウ)避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (エ)避難住民に対する各種相談業務 (略) (5) 住民が実施する計画 ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。 (ア)家の中のどこが安全か (イ)救急医薬品や火気などの点検 (ウ)幼児や高齢者の避難の確認 (エ)避難場所、避難経路の確認 (オ)避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか (カ)家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 (キ)昼と夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
41	<p>ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。</p>	<p>ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (北海道胆振東部地震を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
41	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）</p> <p>市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。</p> <p>ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。</p> <p>イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで避難収容を行なわないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）</p> <p>市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。</p> <p>ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。自動車やテントでの短中期の避難も想定される。</p> <p>イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで避難収容を行なわないものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正（以下同じ）</p>
42	<p>(4) 次に掲げる事項に留意のうえ、指定避難所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定避難所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた指定避難所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所（避難路）をあらかじめ決めておくこと。</p> <p>エ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>オ 指定緊急避難場所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>カ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>キ 上記をもとに、指定避難所の適正配置について十分留意すること。</p> <p>(5) 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>(6) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(7) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(8) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(11) 指定避難所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(4) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ決めておくこと。</p> <p>エ 災害の種別に応じて開設する避難場所を定めること。</p> <p>オ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>カ 指定緊急避難場所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>キ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>ク 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。</p> <p>(5) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>(6) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(7) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(10) 指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(11) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難場所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
43	<p>(13) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(16) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(17) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(18) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(19) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(20) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>3 住宅確保体制の整備</p> <p>(1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。</p> <p>(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。</p> <p>(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。</p> <p>(6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>(13) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難場所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(16) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難場所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(17) 避難場所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>(18) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 住宅確保体制の整備</p> <p>(1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。</p> <p>(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。</p> <p>(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。</p> <p>(6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ て修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
62	<p align="center">第27節 道路及び橋梁災害予防計画 (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。</p>	<p align="center">第27節 道路及び橋梁災害予防計画 (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正（記載をより適当な表現に修正）
65	<p align="center">第30節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのご栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。</p> <p>また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び上田市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。 2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導</u>するものとする。 	<p align="center">第30節 農林水産物災害予防計画 (農林部)</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのご栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。</p> <p>また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び上田市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。 2 林産物災害予防計画 (1) 上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。 (2) 県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施</u>するものとする。 	長野県地域防災計画に合わせて修正 (市が安全パトロールをすべての施設で行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
74	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 2 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 3 企業が実施する計画 (1)企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。 (2)社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 (3)組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 (4)防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 企業防災に関する計画 (総務部、商工観光部)</p> <p>第1 基本方針 企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 2 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 3 企業が実施する計画 (1)企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。 (2)社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 (3)組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 (4)防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
88	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動 (総務企画班、消防対策部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針 他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。</p> <p>(2) 実施方針 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、<u>指定</u>避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。 さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。 ア 市の災害応急対策活動との調整 イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携 ウ 復旧作業にあたって重機等の確保 エ ライフライン関係機関の派遣部隊の受入先の確保</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動 (総務企画班、消防対策部)</p> <p>(略)</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(略)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針 他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。</p> <p>(2) 実施方針 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、<u>避難場</u>所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。 さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。 ア 市の災害応急対策活動との調整 イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携 ウ 復旧作業にあたって重機等の確保 エ ライフライン関係機関の派遣部隊の受入先の確保</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ て修正（以下同じ）</p>
97	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、<u>指定緊急</u>避難場所開設担当者)</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示（緊急）警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は、避難者のために<u>指定</u>避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動 (全部局、救援対策班、避難場所開設者)</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示（緊急）警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市は、避難者のために<u>避難場</u>所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																										
97	第3 活動の内容	第3 活動の内容	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（以下同じ）																																																										
	1 避難勧告、避難指示（緊急）	1 避難勧告、避難指示（緊急）																																																											
	(略)	(略)																																																											
98	(2) 実施計画	(2) 実施計画																																																											
	ア 実施機関	ア 実施機関																																																											
	(ア) 関係機関が実施すべき事項	(ア) 関係機関が実施すべき事項																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示（緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項		機関等	根拠	対象災害	避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示（緊急）</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難場所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	避難場所の開設、収容	市長		
実施事項	機関等	根拠		対象災害																																																									
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条		災害全般																																																									
避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条		災害全般																																																									
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																										
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
指定避難所の開設、収容	市長																																																												
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																										
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																										
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																										
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																										
避難場所の開設、収容	市長																																																												
	(略)	(略)																																																											
	ウ 避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等	ウ 避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等																																																											
	(ア) 市長の行う措置	(ア) 市長の行う措置																																																											
	a 避難勧告、避難指示（緊急）	a 避難勧告、避難指示（緊急）																																																											
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。																																																											
	(a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域	(a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域																																																											
	(b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域	(b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域																																																											
	(c) 避難路の断たれる危険のある地域	(c) 避難路の断たれる危険のある地域																																																											
	(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域	(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域																																																											
	(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域	(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域																																																											
	b 報告（災害対策基本法第60条）	b 報告（災害対策基本法第60条）																																																											
	（報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）	（報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）																																																											
	避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。	避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。																																																											
	(略)	(略)																																																											

頁	新	旧	修正理由・備考
99	<p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。 (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。 (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p>	<p>(工) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。 (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。 (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難場所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。</p>	
103	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針 市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する指定避難所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する指定避難所を指定する。 指定緊急避難場所開設担当者は指定緊急避難場所の校庭等を開設する。(体育館などは開設しない。)</p>	<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針 市は収容を必要とする被災者の救出のために避難場所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 開設する指定避難所の指定 市は、災害の種別に応じ、開設する避難場所を指定する。 避難場所開設担当者は避難場所の校庭等を開設する。(体育館などは開設しない。)</p>	
104	<p>イ 開設の基準 震度 5 弱以上の地震が発生したとき、指定緊急避難場所開設担当者は、担当する指定緊急避難場所に参集し、市内全指定緊急避難場所の校庭や安全な駐車場などを「一時避難場所」として開設する。地震の場合、校庭などの避難地の開設をまず行うものとする。 体育館等の施設への避難収容は、原則として応急危険度判定により安全を確認したうえで、災害対策本部の指示によるものとする。耐震性のない施設には、避難者を収容せず、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>エ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p>	<p>イ 開設の基準 震度 5 弱以上の地震が発生したとき、避難場所開設担当者は、担当する避難場所に参集し、市内全避難場所の校庭や安全な駐車場などを「一時避難場所」として開設する。地震の場合、校庭などの避難地の開設をまず行うものとする。 体育館等の施設への避難収容は、原則として応急危険度判定により安全を確認したうえで、災害対策本部の指示によるものとする。耐震性のない施設には、避難者を収容せず、近隣の安全な施設に収容するものとする。</p> <p>ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>エ 避難場所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難場所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせた修正(以下同じ)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
104	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「指定避難所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるように努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「避難場所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるように努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各避難場所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 避難場所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 住民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>ウ 避難場所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>カ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 避難場所への収容及び避難場所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難場所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせる修正（以下同じ）</p>
105			

頁	新	旧	修正理由・備考
105	<p>コ <u>指定避難所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p>（ア）<u>指定避難所</u>としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難場所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>（イ）学校長は、<u>指定避難所</u>の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。</p> <p>（ウ）幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難所を明確に区分する。</p>	<p>コ <u>避難場所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p>（ア）<u>避難場所</u>としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難場所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>（イ）学校長は、<u>避難場所</u>の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。</p> <p>（ウ）幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難所を明確に区分する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正（以下同じ）</p>
106	<p>シ <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>ス 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該<u>指定避難所</u>に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>セ 市は、関係機関と連携し、<u>指定避難所</u>での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p><u>ソ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を動員しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>（ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>（イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）</p> <p>エ 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。</p> <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>（1）基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>（2）実施計画</p> <p>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</p> <p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p>	<p>シ <u>避難場所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>ス 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該<u>避難場所</u>に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>セ 市は、関係機関と連携し、<u>避難場所</u>での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>避難場所</u>の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を動員しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</p> <p>（ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</p> <p>（イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）</p> <p>エ 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市町村に提供するものとする。</p> <p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>（1）基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>（2）実施計画</p> <p>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</p> <p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難場所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
<p>107</p> <p>108</p>	<p>工 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>9 避難所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。</p> <p>イ 必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、指定避難所への移送など必要な支援を行う。</p> <p>ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、指定避難所や仮設住宅入居者を対象に「定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p>	<p>工 避難者を受け入れる市町村は、避難場所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>9 避難所外避難者への支援</p> <p>(1) 基本方針 近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。 避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難場所への移送など必要な支援に努める。 また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 避難所外避難者の把握 市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。</p> <p>イ 必要な支援の実施 市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。</p> <p>ウ エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 市は、避難生活での健康維持を図るため、避難場所や仮設住宅入居者を対象に「定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせ修正（以下同じ）</p>